

なる。これを子供の教育的、保育的配慮が不足しがちと見る向きもある。また担当者も午前と交替したり、日替わりのため継続した個別の保育や配慮ができないという問題点をあげる保育者もいる。

*子育て支援活動の推進

子育てについての相談に応じたり、情報提供などの子育て支援活動を通して、幼稚園が地域の幼児教育センターとして弾力的に機能する。幼稚園児と高校生や中学生、小学生などの異年齢や異世代との交流を体験できる場を提供する。

③幼稚園と小学校・保育園の連携推進

幼稚園と小学校の児童と保護者の双方の交流の場を充実し、両者の理解が深まり総合的な教育が推進できるよう連携を図る。幼稚園と保育所の施設の共用化、教育内容の整合性を確保しながら子育て支援事業において連携強化を図る。

(3) 諸外国の就学前（保育・幼稚園）教育の動向

先進国において義務教育開始は概ね6歳からであるが、イギリスのように5歳から初等学校の幼児部として5、6歳の2年義務教育の中に設置されている場合もある。またフランスのように義務教育ではないが、幼稚園や小学校付属の幼児学級ですべての3、4、5歳児童が就学前教育を受ける場合もある。この就学前教育は小学校付属の場合費用は無料である。

日本の就学前教育はアメリカ型に近い。

資料⑨⑩米英仏独学校系統図

先進国4国の3歳から5歳児童の就学前教育在籍率（1998年）

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
3歳	61.3%	37.6%	57%	100%	44.3%
4歳	91.2%	66.6%	62%	100%	78.2%
5歳	94.8%	88.7%	100%	99.4%	82.6%

平成13年度教育指標の国際比較（文部科学省庁）

資料⑪⑫

①我が国の就学前児童の居場所

0歳児では94.1%、1歳では82.9%、2歳では76.1%が家庭にいる。3歳からは幼稚園に入る児童が増えるので家庭にいる割合は33%に減少する。4歳以上では6.6%とわずかになり、就

学前全体では 49.6%と半分になる。全体では幼稚園と保育園にいるのが同じ 4 分の 1 程度となっている。

スウェーデンの乳幼児の居場所も、0 歳児童の 97%が自宅、1 歳で 45%、2 歳で 29%、3 歳で 25%と微減する。親休暇の 450 日間、親が就労状態で自宅で 0 歳児を面倒みる。ほとんどと言っていい 97%が自宅にいるが、終了後コミューンの保育所や家庭内保育を利用する割合が 42%となる。どちらかの親が親休暇中、上の兄弟も家にいられるので 2、3 歳児童も 4 分の 1 が在宅である。2 人、3 人の子供を出産すると、育児休業を 2 回、3 回取るので、4、5 年どちらかの親が家にいられることになる。親と兄弟で基本的に家で一緒に過ごし、半日だけの小規模な保育、または週に 2、3 回のデイケアを 2、3 歳になって利用する。この余裕ある日常生活と幼少期の親子の共通の思い出、これらが自立心ある安定した人間形成の土台となり、強い親子の絆につながる。

資料⑬

2 「保育」

(1) 保育制度と保育実態の変化

1) 保育所と利用者数の推移

①認可保育所数と利用者の変化

*保育所数と利用者数の推移

現在の認可保育園数は 22,218 ケ所。個所数は 1984 年の 22,904 ケ所をピークに減少し続け、2000 年に 22,195 ケ所と最低を示した。2001 年には 22,218 ケ所と 23 ケ所 16 年ぶりに増加した。公営・民営別では公営が 124 ケ所減の一方、民営は 147 ケ所の増加である。

厚生労働省の「社会福祉施設等調査」によると 1980 年の 1,996,082 人をピークに減少し続け、1995 年の 1,675,877 人まで下がった。しかしこれを底にまた増加し続け、現在 1,828,312 人が利用している。

定員では 1998 年が最低の 1,912,951 人でその後、2001 年には 1,937,132 人とかなりの増加である。これは待機児童の増加に対応している。定員の充足率は、1999 年の 90.6%、2000 年 93%から 2001 年の 94.4%と年々上がってきている。特に公営と民営の充足率の違いは歴然としており、2001 年では公営 87.9%、民営 102.7%と民営が定員を上回って児童を受け入れており、その差は 14.8%となっている。

充足率が 100%にならないのは、郊外や地方の保育園ではどうしても大きく定員割れを起こ

し、待機児童の多い都市部では超過する傾向があるのと、年度の初めの4月ではどこの保育園も大幅に定員数への余裕があり、徐々に埋まっていくからである。 資料1

* 保育所利用児童割合

2001年の保育所利用者は1985年の人数とほぼ同じであるが、年間の出生数はその間に27万人ほど低下しているため、保育所利用児童割合は高くなっているのは当然である。全年齢の利用割合は年々上昇し、2000年の25%から2001年には25.7%となった。年齢別で見ると、1、2歳児が1.2%の増加で一番上昇率は高い。利用率の最も高いのは3歳児以上の35.7%であるが、上昇率は0.3%と他年齢と比較すると一番小さい。0歳の利用率の上昇が小さいのは、それだけ0歳保育の枠が広がっていないから増えようがないのである。2001年には就学前児童711万人のうち183万人の25.7%が保育園児童、24.7%が幼稚園児童と両方で半分以上を占めている。就学前児童の幼稚園と保育園利用者の割合は上昇する一方である。年齢別の4歳以上児童では93.4%が幼稚園か保育園の利用者である。 資料2

* 待機児童数

平成13年4月現在保育所待機児童数は3万5千人以上で、前年度より約千人増加している。中には空いた保育所があるにもかかわらず第一希望に固執する者も含まれている。待機児童のいる市区町村は369で特に政令指定都市・中核市・東京23区の待機率は2%で、全待機児童の48%がこれらの地域である。ベスト4の都道府県は東京4,982人、大阪府1,969人、埼玉県1,285人、沖縄県1,091人である。市区町村では、大阪市の1,364人、東大阪市の1,076人、横浜市の1,040人、神戸市の778人。 資料3

② 認可外保育園

* 個所数と利用者数

市町村設置のへき地保育所を除く認可外保育所の数は平成12年1月の8,856ヶ所から12月までで9,437ヶ所と1年足らずで581ヶ所増加した。認可外保育所の数や利用者の把握は正確にされていないが、ここ10年で急激に増加した。認可外保育所で最も多いのは「事業所内保育施設」であり、19ヶ所増加している。「その他」には自治体から助成を受けている小規模な家庭的保育室や個人経営や営利会社経営の託児所、駅型保育などで全体の半数を占める。

しかし従事者の配置や施設の建物、サービス内容に格差が大きく、かつ事故や問題が起こり

やすいのはベビーホテルである。乳児の死亡事故を起こしたフランチャイズ方式で全国展開している「ちびっこ園」に対しては、厚生労働省が 66 ヶ所に立ち入り検査を行い、改善勧告などの指導監督を実施した。

その他、「わんぱく園」（本部東京）、ちびっこランド（姫路）、ベネッセチャイルケアセンター（岡山）などフランチャイズ方式で全国に広がったものが多い。待機児童の多い神奈川県は、これらの認可外保育の利用者が多いため、2001 年 3 月に児童福祉審議会に認可外保育施設のあり方について諮問し、「こどもたちのより良い保育をめざして」と題された答申がまとめられた。保育の質の改善についてなど課題や今後のあり方が整理されている。

利用者は 2000 年の 1 月から 12 月までで 214,000 人から 222,000 と 8 千人の増加である。

「事業所内保育施設」は数は増加しているが、雇用者の年齢があがると子供も成長し、保育の需要が減るがすぐには閉鎖できないので利用者は千人減少しており 53,000 人となった。

利用児童の年齢区分では、4 歳以上が 3 分の 1 で 0 歳が一番少なく 9.8%、その他 1 歳、2 歳、3 歳は 2 割程度である。

資料 4

* ベビーホテル

資料 5

ベビーホテルとは認可外保育の中で、①夜 8 時以降の保育 ②宿泊を伴う保育 ③一時預かりのいずれかを常時運営しているもので、都道府県の確認できた日における利用児童のうち半数以上が一時預かりのものと定義された。

全国では 2000 年の 1 月から 12 月までに 838 ヶ所から 1,044 ヶ所と 197 ヶ所増加した。利用者も 21,000 人から 25,000 人と 4 千人増加した。ただしこの増加は新設の 49 ヶ所と新規把握の 150 ヶ所であり、今まで把握されていなかったところが多い。利用者の年齢区分は 0 歳から 4 歳までは平均分布しているが 0 歳が最も少ない。しかし 3 歳で分けると 3 歳未満児が 54.1% と半分以上を占める。開設時間も長く、24 時間保育が 38.9%、宿泊が 11.3%、深夜までが 21.7%、夜間実施も 16.7% と昼間のみの 11.3% に比較すると夜に偏っている。

* 認可外保育施設への規制

2001 年 3 月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局は各都道府県知事・指定都市市長、中核市市長宛てに「認可外保育施設指導監督の指針」通達を出した。中で通常の指導監督として①報告徴収、②立入り調査、③問題を認められた場合の改善指導と勧告、④事業停止命令又は施設閉鎖命令、⑤市区町村と住民への情報提供を定めるとともに、認可外保育施設の指導監督基準を定めた。これによる立ち入り調査も平成 12 年で対象ベビーホテル 931 ヶ所のうちの 908 ヶ

所で行った。実施率は97.5%。指導基準に適合しているものが288ヶ所の31.7%と少なく、適合していないものが602ヶ所で66.3%あった。これは平成11年よりも175ヶ所の増加である。指摘件数は2,577件で11年度の2061件より516件増加した。指摘された改善点で一番多いのは、健康管理の状況と非常災害への措置、給食の状況であった。11年に指摘された内、改善されたものは644件で31.2%である。

資料6

2) 保育制度の変化

①認可外保育所への規制強化

*届出制の導入

平成14年10月から認可外保育所は事業開始後1ヶ月以内に都道府県への以下の事項の届出が義務づけられる。

①施設の名称と所在地 ②設置者の氏名及び住所、③建物その他の設備の規模及び構造、④事業の開始年月日、⑤施設の管理者の氏名及び住所、⑥その他厚生労働省令で定める事項（入所状況、職員配置、保険加入状況、苦情窓口）

届出義務の適用除外 ①保育ママなど小規模なもの、②事業所内保育所、③イベントなどの一時預かり、④へき地保育所

また事業を休廃止する場合も同様で、違反者には50万円以下の過料が科せられる。

この規制により都道府県、市町村は認可外保育所への指導監督が強化できる。利用者も無認可保育所の正しい情報にアクセスでき、選択の材料とするとともに、認可外保育所も運営により厳しく責任をもち、行政からの指導を常に意識するとともに、認可へ移行する道や、認可保育園の分園やステーションとして業務提携したりの道を探ることになる。

*地域住民への情報提供

認可外保育施設設置者は提供するサービス概要の揭示、利用の申し込み、契約内容と履行について説明する義務がある。また契約内容を書面で交付しなければならない。また毎年運営状況を都道府県知事に報告する義務が生じる。（従来から報告徴収権はある）都道府県知事はこれらの情報を関係市町村に通知し、公表する。i-子育てネットの都道府県ページから「認可外保育施設」にリンクできる予定。

*指導監督の強化と徹底

設置者に報告徴収、立入り調査、事業停止命令・施設閉鎖命令に加えて改善勧告も行える。

この勧告に従わない場合それを公表する。児童の生命や身体の安全を確保する緊急の場合で、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く間がない時は、手続きを経ないで事業停止や施設閉鎖を命じられる。

***多様な保育サービスシステム**

駅前保育所、駅などの便利な所に保育所の送迎ステーションや分園方式の小規模な保育所、保育ママのような家庭的保育で3人から補助者を設けて5人まで可能にする。これにより従来の100人以上の大規模な保育園は地域での中枢的な集合保育を担うセンターとして機能し、その周囲に小規模な家庭的保育、駅前ステーション、分園などが融合的に連携して柔軟な保育を行うスウェーデン方式が整備されていく。各自治体で2、3日の研修で養成している子育てサポーターは、介護におけるホームヘルパーとして保育士の指導の下にグループ保育が行えるようになる。これらの変化は10年程後に保育の介護保険版（育児保険）を創設することを考えるなら、それへの移行の下準備とも言えよう。

②保育士の国家資格化

***保育の領域の専門家資格**

地域の子育て支援の中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっている背景から、保育士の社会的信用を確立するため、保育士を児童福祉施設の任用資格から格上げし、名称独占である国家資格とする登録制度を平成15年度から実施する。これにより施設だけに縛られない保育の専門職で、施設から地域や家庭に進出し育児・保育に関する相談指導を業務とする新たな資格となる。同時に職業倫理などの守秘義務や信用失墜行為の禁止（罰金30万円）、登録・試験に関する規定、自己研鑽の義務も設けられた。

「保育士の定義」

保育士とは登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。

***登録・試験事務と関係団体**

戦後の保育士資格者の延べ人数は112万人と推計され、就労していない者が多い。働いていても児童福祉とは無縁の職業に就労している者も多い。これら資格取得者の半数、約60万人と児童福祉施設就業者の約28万人が登録すると見られ、法施行平成15年時点では88万人の保育士が誕生すると予測される。その後、毎年養成施設の卒業者が3万人、試験合格者が3千人加算されていく見込みである。名称独占の資格のため登録していない者が保育士の名称を使

用してはならないが、施行後3年間は未登録でも罰則規定には猶予される。また登録事務も都道府県では負担となるため(社)日本保育協議会が業務として受け入れ準備している。現在都道府県実施の保育士試験も負担が多いため、保育養成協議会が当ると予定されている。

*介護福祉士同様在宅・地域で活用

名称独占の国家資格として介護を専門とする専門職として整備された介護福祉士や社会福祉士同様に、国家資格の保育士も乳幼児を預かって保育するだけでなく、施設や在宅で育児・保育に関する相談や指導が行える。1986年、特別養護老人ホームで老人介護をする寮母が在宅や地域で介護を専門とする国家資格の介護福祉士に生まれ変わって14年後、2000年に介護保険が成立した。保育士については寮母より任用資格として歴史も古く、かつ人数、社会的認知も高い。つまり10年待たずとも地域の保育サービスが多様に発生すれば、育児保険は成立可能である。

このように国家資格の保育士が都道府県に登録されることにより、待機児童0作戦の推進のため有効に活用される。例えば認可外の保育施設へ雇用され、保育の内容を向上させるよう指導を行い、認可に移行させるための有効な人材ともなることが想定される。

*保育のケアマネージャー(仮称=保育支援専門員)の可能性

将来的には保育士の資格を持ち、保育実務経験者が受験して取得できる保育支援専門員(仮称)を設け、保育・児童の相談とケアマネイジメントができる資格として位置づけることも考えられる。家庭的保育やシッター派遣業者、ベビーホテルなどすべての保育事業者は保育士の資格所有者で良いが、児童福祉施設、認可保育園や地域子育て支援センター、ファミリーサポートには保育支援専門員の資格取得者の配置が義務づけられることも考えられる。すべての大学課程の保育福祉士養成課程修了者は3年、一般の保育士も資格取得後5年実務を経験すればこの保育支援専門員の受験資格がとれるというのはどうだろう。

介護保険同様育児保険が実現した場合、特に障害児、養護対象児童、虐待問題、発達遅滞など障害のある場合の処遇決定、ケアマネイジメント、育児相談などの領域を担う児童保育の専門資格が必要になる。通常の保育サービスでない場合、要保護児童の認定を受けるため、介護保険のかかりつけ医の意見書同様、小児科医の診断書を必要として、児童相談所などの児童福祉司などで構成される認定審査会で処遇を決める。保育士支援専門員は保険給付である保育サービスを提供する指定事業者には、設置が義務づけられることになるだろう。

(2) 近年の保育の新しい動き (平成 11 年から 13 年)

① 保育形態の変化

* 増大する保育需要への対応

待機児童の多い自治体では以下のような多様な規制緩和で対応している。

① 定員の弾力化

保育士や施設面積基準内で 4 月は 15%オーバー、5 月以降は 25%オーバー、10 月以降は定員に無関係に受け入れる

② 設置主体の撤廃

社会福祉法人に限定していたが、NPO、学校法人、株式会社でも開設可能とした。平成 12 年 3 月から 13 年 9 月までの 1 年半で株式・有限会社が合計 34 件設置した。

③ 賃貸方式も許可

従来土地は自己所有が原則であったが、貸与方式も許可。同上 1 年半で土地貸与が 28 件、建物貸与が 23 件の実績。

④ 保育所分園方式の導入と最低定員を 30 人から 20 人に引き下げ

分園開設は 109 件、20 人から 30 人の保育所は 19 件

⑤ 公設民営方式の促進

公立保育所の運営委託先制限を撤廃し、民間による保育サービスに国庫補助メニューも拡充
平成 12 年度で新規 19 件、累積件数は約 360 件。

三鷹市では平成 13 年度、公立保育所を株式会社に運営委託を開始した

⑥ 家庭的保育事業の導入

保育者の居宅で低年齢児の保育を行う家庭的保育事業に補助者を設置した場合の受け入れ可能人数を 3 人から 5 人に拡大

⑦ 待機児童の多い地域における設備基準の弾力化

園庭は付近の広場や公園で代用可とする明記

* 保育所の設置形態の民営化

平成 12 年度には公立保育所から業務委託と建物貸与合せて 360 ヶ所が民間に移行され、公立は 12,700 ヶ所、民間立保育所 9,500 ヶ所と差が縮まった。公立保育の土地建物は行政財産であるので業務委託して民間に運営を任せるか、財産処分して普通財産化して貸与するかの方法がある。それぞれ設置主体や設置条例の必要、整備費補助の起債などの違いがある。平成 13

年度の臨時国会におけるPFI方式により学校の余裕教室、活用していない公共施設、土地などを積極的に保育所にして民営化していく方針。

公立学校の余裕教室を活用した保育園が平成12年度までに6ヶ所できた。「余裕教室活用促進事業」として3千万円を上限とする施設整備費、650万円を上限とする設備整備費が国から定額補助される。

*** PFI方式**

PFIとは「民間資金などの活用による公共施設などの整備の促進に関する法律」で平成11年に施行され、平成13年1月内閣府に設置された委員会によってガイドラインが示された。13年の法改正では一層PFIを促進するため、国又は地方公共団体の行政財産を事業者に貸し付けることができるとされ、公共施設などの管理者の範囲が拡大された。

PFI (Private Finance Initiative) 方式でのBTO (build transfer and operation) とは、やる気とノウハウはあるが、財源と資本のない民間業者に以下のような手順で作りたい施設を準備し、設置をバックアップするしかけである。

- ①自治体が民間事業者を募集選定②自治体と選定民間業者で協定 ③民間が設計・建設
- ④完成直後自治体が国庫補助も得て買い取る⑤自治体がPFI業者に賃料で貸与

*** 幼稚園と保育所の複合化** 千代田区・台東区・岡山市

「千代田区のこども園条例」 千代田区立いずみこども園条例

保護者の委託を受けて乳幼児に対し保育及び教育（育成）を実施するため、児童福祉法に基づく保育所と学校教育法に定める幼稚園を包含する施設として、千代田区にこども園を設置する。

（背景）幼稚園も保育園も育成内容に差がなく、事実上一元化が進んでいる。

両方の要素を組み合わせ、子供と保護者の視点に立って、乳幼児育成施設の制度化を内外に働きかける。そのため「こども園」では0歳から就学前までの施設において継続的に育成し、一貫した乳幼児育成環境目的とする。区の幼稚園には幼稚園教諭免許と保育士両方取得者が半分以上。

（保育料）従来の保育園・幼稚園の料金体系ではなく、一元化して保育料に準拠。

区分 3歳未満・3歳・3歳以上 長時間保育と短時間保育 (延長保育料別)

応能負担については従来の4段階 (生保・住民税非課税・住民税均等割り・課税世帯)

2人目以上では通常の半額、0.6、0.7など。 資料7 千代田区条例・保育運営費年齢別

*** 保育所第三者評価システム**

規制緩和と弾力化で量的拡充を図る一方、質の確保のためサービスの評価システム導入予定

*子育てサポートシステム、ファミリーサポートの促進（会員制の託児コーディネート）

3 「保育園と幼稚園の費用比較」

①幼稚園保育料

* 幼稚園保育料等推移 資料 8

* 県別幼稚園保育料平均額の公私格差 資料 9

* 私学助成校種別単価推移 資料 10

（保育園利用料）

* 保育料の費用負担割合 保育所徴収金基準額表 資料 11

③幼稚園と保育園の利用料比較

* 行政監察局による改善勧告 平成 10 年 5 月 11 日

「3 歳以上就学前児童にかかわる保育サービス」についてと称する改善勧告によって、就学前教育の幼稚園と保育サービスでの公費負担のバランス改善を文部・厚生省を通じて都道府県、都道府県教育委員会、市町村に監察結果とともに強く改善を求めている。しかし、それぞれの所管の縦割り行政の弊害により、解決されていない。児童福祉法の第 1 条「すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と第 2 条「国、地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する義務を負う」を根拠とする。昭和 54 年からほとんど横ばいであった就園奨励金予算が、平成 10 年度の補正予算によって大幅に増額されているのは、この勧告が影響したのであろう

資料 12 幼稚園関係予算の推移

* 教育への国庫負担（幼稚園公費補助）

幼稚園への公費補助は小中高の学校教育と同様で、国庫補助金と地方交付税という 2 本だてである。全体では平成 12 年度 5,884.5 億円で、地方交付税分 5,024 億円、国庫補助分 860.5 億円である。その内幼稚園関係が占めるのは 441 億円余りでわずかに 7.5%ほどである。これは以下の単価を見れば小中高生の約半分の額であり、人数も出生数の減少もあり小中高生を併せた人数の 6 分の 1 ほどだからである。公費補助は幼小中高すべてで単価も総額も増加し

ている。保育関係費用は比較すると平成12年度4,289億円で幼稚園予算の約10倍である。利用者数はほとんど同じである。

教育補助金と単価比較（平成12年度）

地方交付税（単価）			国庫補助金（単価）			合計単価		
幼稚園	小・中	高校	幼稚園	小・中	高校	幼稚園	小・中	高校
115,300	213,700	215,900	16,830	34,580	42,300	132,130	248,280	258,200
計 5,024 億円			計 860, 5 億円			総計 5, 884.5 億円		

幼稚園・保育園関係費（国庫負担）と在園者数推移

年度	幼稚園関係費	在園者数	保育対策関係費	在園者数
平成11年度	409.05（億円）	1,778,286	4,235.69（億円）	1,736,390
平成12年度	411.41	1,773,682 （- 4,604人）	4,289.77	1,788,425 （+ 52,035）
平成13年度	477.71	1,753,423 （- 20,259人）	4,494.38	1,828,312 （+ 39,887）
平成14年度	503.92		4,780.26	

平成13年で幼稚園一人当たり 27,244円 保育園で245,821円と 9倍

補助金で幼稚園が受け取るもの

資料13

運営費補助金・健康教育補助金・教育振興補助金・保護者の会補助金・施設整備費補助金・少
子化対策臨時交付金・災害共催掛け金補助金・連盟補助金・給食費補助金・教材費補助金・教
員研修費補助金・心身障害児教育補助金・あずかり保育補助金・園舎等建設改築費

私幼団体が受け取る補助金

協会研修事業費補助、教育研修費補助、幼児教育交付金、教員研究費補償金、協議会費

保護者が幼稚園を通じて受け取るもの

就園奨励金（所得段階でABCの3段階、4段階、5段階・第1子、2子、3子格差・在住、市
外）、入園祝い金（支度金、補助金）、卒園記念品補助

* 保育の国庫負担について

総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第1次答申では、保育サービスの利用者への直接
補助方式について言及されている。（平成13年12月11日）

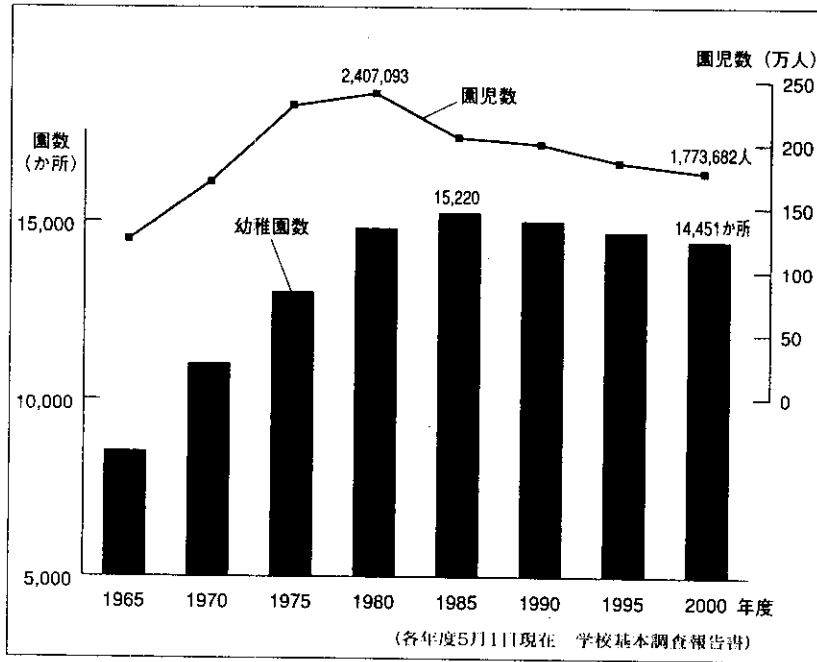
資料から

(2) 保育サービスの拡充と質的向上 P 18

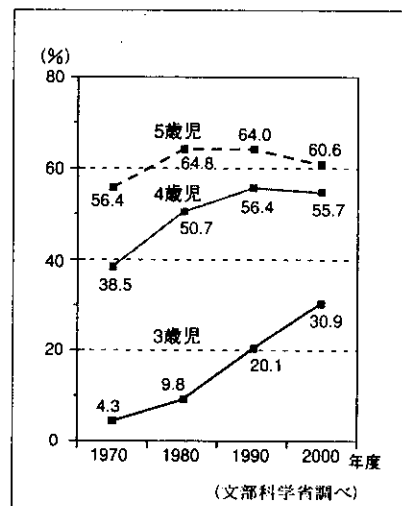
ク) 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入

(前略) 保護者による保育所の選択利用を踏まえて、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費支給方式の実施状況を踏まえて、長期的には保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討すべきである。また利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助だけでなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討すべきである。(P 20)

資料① 幼稚園数と園児の推移



資料① 年齢別就園率



■幼稚園の園数等の推移

区分	幼稚園数		在園児数					教員数 (本務者) (C)	本務教員 1人あたり 在園児数 (B/C)	幼稚園 修了者数 (D)	小学校第一 学年児童数 に対する幼 稚園修了者 数の比率
	(A)	うち私立 幼稚園数	計 (B)	3歳児	4歳児	5歳児	うち 私立幼稚園 の在園児数				
年度	園	園	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和											
30	5,426	3,501	643,683	11,980	115,947	515,756	402,728	24,983	25.8	500,141	20.1
40	8,551	5,382	1,137,733	46,488	393,415	697,830	836,953	45,193	25.2	666,658	41.3
50	13,106	7,796	2,292,591	131,002	943,457	1,218,132	1,721,870	85,680	26.8	1,201,244	63.5
60	15,220	8,903	2,067,951	210,662	821,145	1,036,144	1,556,881	98,455	21.0	1,071,648	63.7
平成											
元	15,080	8,793	2,037,614	259,051	816,143	962,420	1,576,909	100,407	20.3	967,186	64.0
2	15,076	8,784	2,008,069	275,233	795,118	937,718	1,568,018	100,935	19.9	961,882	64.0
3	15,040	8,768	1,977,580	300,242	774,115	903,223	1,560,242	101,502	19.5	937,941	64.1
4	15,006	8,735	1,948,880	323,781	753,863	871,236	1,550,772	102,275	19.1	903,962	64.1
5	14,958	8,704	1,907,167	322,811	741,744	842,612	1,520,571	102,896	18.5	872,058	63.8
6	14,901	8,656	1,852,189	326,598	703,231	822,360	1,474,504	103,027	18.0	842,117	63.5
7	14,856	8,638	1,808,433	341,517	689,806	777,110	1,439,844	103,017	17.6	822,173	63.2
8	14,790	8,601	1,798,061	346,686	693,668	757,707	1,431,055	103,518	17.4	777,646	62.8
9	14,690	8,556	1,789,457	350,377	682,092	756,988	1,422,022	103,833	17.2	758,467	62.5
10	14,603	8,524	1,786,133	371,313	673,090	741,730	1,419,456	104,702	17.1	757,549	62.2
11	14,527	8,497	1,778,298	358,094	691,832	728,372	1,410,828	105,052	16.9	741,368	61.6
12	14,451	8,479	1,773,683	370,242	656,804	746,637	1,402,942	106,074	-	728,412	61.1

(平成12年度の数値は平成12年5月1日現在速報値)

資料② 幼稚園の現状

設置者別幼稚園の現状

(13. 5. 1現在 文部科学省調べ)

区分	合計	国立	公立	私立					
				計	学校法人立	宗教法人立	その他の法人立	個人立	
実 数	幼稚園数	14,374	49	5,883	8,442	7,144	606	17	675
	学級数	73,301	230	17,044	56,027	49,534	2,653	85	3,755
	在園児数	1,753,423	6,819	360,963	1,385,641	1,235,232	57,382	2,064	90,963
	3歳児	381,797 (13,369)	(1,188 0)	(33,270 249)	347,339 (13,120)	308,781	15,377	540	22,641
	4歳児	664,734	2,854	139,397	522,483	466,114	21,121	743	34,505
	5歳児	706,892	2,777	188,296	515,819	460,337	20,884	781	33,817
	教員数(本務者)	106,684	319	25,578	80,787	71,476	3,902	136	5,273

() 内は、平成12年度間に入園した満3歳児の人数である。

資料② 学校基本調査からみた幼稚園

■設置者別幼稚園の現状

区分	全体		国立		公立		私立		
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	
幼稚園数	14,451	100	49	0.3	5,923	41.0	8,479	58.7	
学級数	72,898	100	230	0.3	16,967	23.3	55,701	76.4	
在園児数	3歳児	370,242	100	1,207	0.3	28,131	7.6	340,904	92.1
	4歳児	656,804	100	2,818	0.4	138,055	21.0	515,931	78.6
	5歳児	746,637	100	2,864	0.4	197,666	26.5	546,107	73.1
	計	1,773,683	100	6,889	0.4	363,852	20.5	1,402,942	79.1
本務教員数	106,074	100	313	0.3	25,313	23.9	80,448	75.8	

(平成12年5月1日現在、文部省「学校基本調査速報値」)

資料③

幼児教育振興プログラム

平成13年3月29日

文部科学大臣決定

第1 趣旨

幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、幼稚園教育の条件整備に関する施策を中心とする総合的な実施計画として、本プログラムを策定する。

第2 実施期間

平成13年度から平成17年度（5年間）

第3 基本的考え方

○ 幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、地域社会の中で、家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促していく教育環境の整備を重視して、関係施策を展開する。

○ 幼稚園については、入園を希望するすべての満3歳児～5歳児の就園を目標に引き続き整備を進めつつ、以下の視点に立って施策の展開を図る。

ア 幼稚園教育の展開に当たっては、集団生活を通じて、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培うという基本に立って、教育活動及び教育環境の充実を図る。

イ 幼稚園の基本を生かす中で幼稚園運営の弾力化を図り、地域の幼児教育のセンターとしての子育て支援機能を活用して、「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能を充実する。

ウ 幼稚園教育と小学校教育との間で円滑な移行や接続を図る観点に立って、幼稚園と小学校の連携を推進する。

エ 幼稚園と保育所は、各々の目的と役割を有するとともに、双方とも小学校就学前の幼児を対象としていること等を踏まえつつ、両施設の連携を一層推進する。

○また、幼稚園教育の充実とともに、幼児期の家庭教育、地域社会における教育については、幼児期の家庭教育の重要性について見つめ直し、考える機会の提供や、体験活動の機会の充実など地域で子どもを育てる環境の整備を進める。

第4 具体的施策及び目標

1 幼稚園教育の振興

(1) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実

ア 幼稚園教育要領の理解の推進

幼稚園教育要領の趣旨や内容について、研究協議会の開催等により、幼稚園関係者等の理解を深める。

〔実施期間中に、すべての幼稚園教員等が、核となる研究協議会に参加することを目標に推進〕

また、幼稚園教育の内容・方法及び幼稚園の活動に関する保護者、地域の人々等の理解に資するよう、都道府県及び市町村との連携の下に、パンフレット、各種資料等による情報提供を進める。

イ 道徳性の芽生えを培う教育の充実

幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培う教育の充実に資する実践研究の実施及び成果の提供を図る。

〔実施期間中に、各都道府県で1地域以上実施されることを目標に、核となる実践研究を推進〕

また、教師が指導を進める際に参考となる具体的な取組を示した資料をすべての幼稚園に配布し、その活用を図る。

ウ 満3歳児入園の条件整備

満3歳児入園に係る幼稚園就園奨励費補助及び私学助成の充実等の条件整備を進めるとともに、満3歳児入園に関する実践研究の実施及び成果の提供を図る。

〔入園を希望するすべての満3歳児の就園を目標に条件整備を推進〕

〔実施期間中に、各都道府県で1地域以上実施されることを目標に、核となる実践研究を

推進]

エ ティーム保育の導入及び実践のための条件整備

幼稚園全体の協力体制を高め、きめの細かな指導の工夫を図るため、ティーム保育の導入及び実践のための条件整備を進める。このため、私立幼稚園に対する補助の充実及び公立幼稚園の財政基盤の強化を図る。

[各幼稚園の実情に応じて、より効果的なティーム保育の実践のための指導体制が整えられることを目標に推進]

また、これに関連して、幼稚園設置基準に定める1学級の幼児数は、一人一人の発達の段階や年齢に応じたきめの細かい保育を行う上での上限であることにかんがみ、地方公共団体や幼稚園において適切な運用が図られるよう、趣旨の一層の徹底を図る。

オ 幼稚園教員の資質向上

専門性の育成の観点からの研修内容の充実、園内研修の充実、各種合同研修の実施等園外研修の充実を図る。園外研修を受けやすくするための体制の確保、研修教材の開発や提供、情報通信技術の活用等の条件整備を進める。

[すべての教員が、教職経験と職能に応じ、適切な時期に必要な研修に参加することを目標に、研修の機会を充実]

カ 幼稚園の施設整備の推進

幼稚園の施設整備費補助について、幼稚園教育要領の改訂、「預かり保育」や家庭及び地域社会との連携等の充実に対応するための補助基準面積の改定を踏まえ、所要の事業量を確保し、新しい保育内容・方法に対応した保育空間や、子育て支援活動等弾力的な幼稚園運営が円滑に行われる施設空間として、幼稚園教育の場にふさわしい施設の整備充実を図る。

[幼稚園の新增設及び改築等の円滑な実施を図るため、所要の事業量を確保]

キ 幼稚園就園奨励事業の充実

入園料、保育料の動向等も勘案しつつ、特に、第1子に比べて第2子、第3子以降の幼児の就園に係る保護者負担の軽減を念頭に、充実に努める。

[実施期間中に、第1子に係る入園料と保育料の保護者負担を1.0とすると、第2子が0.5、第3子以降が0.1となる水準を目標に段階的に軽減を推進]

(2) 幼稚園における子育て支援の充実

ア 幼稚園運営の弾力化

多様化している保護者と地域のニーズに応え、幼稚園が、地域の幼児教育のセンターとしての子育て支援機能や、「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層発揮できるよう、幼稚園運営の弾力化の支援を進める。

〔各種の情報提供や研修の機会等を通じて、各幼稚園において、実情に応じて様々な取組が行われるよう推進〕

イ 「預かり保育」の推進

地域の実態及び保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に行われる「預かり保育」を推進するため、私立幼稚園に対する特別補助の充実を図るとともに、公立幼稚園の財政基盤の強化に努める。

〔希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できることを目標に推進〕

また、実践研究の成果を活用して、各幼稚園の取組事例の紹介や、実践面の参考に資する資料を平成13年度中に作成し、提供する。

ウ 子育て支援活動の推進

子育て支援活動に関する総合的な実践研究を実施するとともに、私立幼稚園に対する特別補助の充実及び公立幼稚園の財政基盤の強化を図る。

〔実施期間中に、各都道府県で1地域以上実施されることを目標に、核となる実践研究を推進〕

また、インターネットの活用を含め、子育て支援ネットワークの充実を図る。

エ 異年齢・異世代交流の推進

幼稚園児と高校生との交流等の実践研究を更に進め、充実を図る。また、幼稚園児と中学生、小学生との交流についても推進を図る。

〔実施期間中に、各都道府県で1地域以上実施されることを目標に、核となる実践研究を推進〕

(3) 幼稚園と小学校の連携の推進

ア 教員間、幼児・児童間、保護者間の交流の推進

幼稚園と小学校の連携や交流の機会を充実し、両者の共通理解を進める観点から、幼稚園と小学校における総合的な連携方策の開発や推進を図る。このため、地域を指定した総合的な実践研究を実施する。

〔実施期間中に、各都道府県で1地域以上実施されることを目標に、核となる実践研究を推進〕

イ 幼稚園及び小学校の教員免許の併有机会の充実

教育職員免許法施行規則の一部改正（平成13年3月27日文部科学省令第22号）により、幼稚園と小学校の間の教員免許の取得に係る履修科目の取扱いの一層の弾力化が図られたことを踏まえ、教員免許の併有を促進する。

また、通信制、夜間の課程、科目等履修生制度の活用等を含め、幼稚園と小学校の現職教員が相互の教員免許を取得する機会を充実するための環境整備を図る。

〔新たに小学校教諭免許状を取得する幼稚園教諭等が、おおむね教育事務所相当数以上増加することを目標に推進〕

（4）幼稚園と保育所の連携の推進

幼稚園と保育所は、それぞれの制度の中で整備充実に努めてきているが、文部科学省では、厚生労働省との協議の場等を通じて、施設の共用化、教育内容・保育内容の整合性の確保、合同研修の実施、子育て支援に係る事業の連携実施など、両施設の連携強化に努めてきており、以下の項目等について、引き続き連携を図る。

ア 幼稚園と保育所の共用施設に係る運営等の実践研究の実施

イ 幼稚園関係者と保育所関係者による研修の相互参加等、教員と保育士間や幼稚園児と保育所入所児間の交流の促進

ウ 文部科学省及び厚生労働省の共同による幼稚園と保育所の連携の事例集の作成等、今後の地域での取組に資する参考資料を平成13年度中に作成・提供

エ 養成課程の充実、科目等履修生制度の活用等幼稚園教員免許と保育士資格の併有机会の充実

〔施設の共用化や関係者間の交流、情報の交換等を通じて、各地域において、実情に応じた様々な取組が行われるよう推進〕

2 幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援の充実